

◎「測量に関する実務の経歴証明書」記載要領

- ・この証明書は、証明願者（申請者）の実務の経歴を審査する上で重要な書面です。経歴を証明できる資料等や記載要領を参考に「発注機関」「作業名称」「作業期間」「従事日数」等について、間違いのないよう記載してください。
- ・様式は、国土地理院ホームページからダウンロードできます。（パソコン等での作成も可能です）
- ・審査に当たっては、記載事項確認のため、従事した測量作業の資料（契約書・特記仕様書・業務計画書の写し）等の提出を求めるほか証明者へ問い合わせる場合があります。

※以下の表は間違いの多く見られる項目です。記載される際の参考にしてください。

| 内 容 | 注意すべき事項 |
|------------------|---|
| 測量士補未登録者 | ・測量士補未登録者は、測量法第 48 条の規定により基本測量及び公共測量（測量法施行令第 1 条に規定する測量作業を除く）に従事できないため、 <u>測量士補未登録者による基本測量及び公共測量に関する実務経歴の記載は、認めていません。</u> |
| 複数の勤務先 | ・測量の実務に従事した勤務先ごとに作成してください。 ・複数の勤務先で実務を経験している場合は、勤務先ごとの証明書が必要です。 |
| 測量作業ごとに記載 | ・測量作業に従事した経歴について、 <u>測量作業 1 件ごと</u> にその根拠となる資料等により、間違いのないように記載してください。 ・年度単位や複数の業務を一括して記載することはできません。 |
| 複数人での作業における実務の経歴 | ・複数人で同一測量作業を実施した場合は、その実務の経歴は主となる従事者の経歴となります。 ・経歴を重複して申請することは認められません。 |
| 従事技術の条件 | ・現場の測量作業に従事した技術に「 <u>観測</u> 」業務のない経歴は、 <u>実務としては認められません。</u> （地形図作成等は除く。） |
| 証明書 | ・代表権を有する又は代表権を有する者から証明する権限を委譲された職にある者に限ります。 ・営業所長の証明は認めていません。 |

○記載方法について

- ① 証明願者（申請者）の氏名及び生年月日を記載してください。
- ② 「発注機関」の「名称」及び「所在地」
 - ・測量作業 1 件ごとにその発注機関（個人を含む）の正式名称及び所在地を記載してください。
 - ・下請として請け負った場合、元請会社の名称ではなく、本来の発注元（個人も含む）の名称を記載してください。（発注機関とは、測量作業を計画し、費用を負担する本来の発注元（個人も含む）をいう。）

③「測量に関する実務の経歴」

- ・発注機関（個人も含む）が、発注時に称した作業の名称（契約書等に記載された契約件名）を記載してください。
- ・元請会社又は中間に入った会社からの発注を受けた作業（下請）の作業名ではありません。
- ・測量作業を行った場所を明記してください。道路名・河川名や市区町村（大字名）まで、詳細に記載してください。
- ・個人、会社等からの発注で特に測量作業の名称を定めていないときは、測量の対象、場所、目的及び測量作業内容を具体的に記載してください。
（例） ○○○宅宅地・△△市▽▽（建物・敷地）境界測量
○○○株式会社有地・△△市▽▽（○○工場敷地）用地測量

④「経験年数」の「作業期間」

- ・開始工期の古い順に上から記載してください。
- ・発注機関と締結した契約書等に記載されている工期を記載してください。
- ・作業種類が、A・基本測量、B・公共測量の場合で、工期開始日が測量士補登録前の場合は、工期開始日を測量士補登録日以降の日で記載してください。
- ・工期の期間内に会社に採用された場合は「採用日から」、会社を退職された場合は「退職日まで」を工期として記載してください。
- ・工期が証明日以降も続く場合は、証明日までの日付を記載してください。

⑤「経験年数」の「従事日数」

- ・契約書等に記載されている工期等の日数ではなく、実際に測量作業に従事した日数を記載してください。（8時間を1日として換算して記載してください。）

（注）計画、打合せ、立会い、丁張、資料整理等の業務は、従事技術に該当しないため、測量作業に従事した日数には含めることはできません。

（注）記載された従事日数を確認するための資料（契約書の写し、日報、工程表等）の提出を求められる場合があります。

⑥「証明年月日」

- ・証明者が実際に証明を行った年月日を記載してください。
（証明日が未記載の場合は、返送します。）

⑦「証明者」

- ・代表権を有する者又は代表権を有する者から証明する権限を委任された職にある者に限ります。
なお、代表権を有する者から証明する権限を委任された者が証明をする場合は、「代表者から権限を委任されている」旨を明記してください。
- ・証明者の勤務先名、住所、役職、氏名を必ず記載してください。

（例）国、地方公共団体等の公的機関の証明者は、その機関の長又は、規則、規程等により証明の権限が委譲されている者に限ります。

また、民間の会社等にあつては、その代表権を有する者（社長・代表取締役等又は社則、社内規定等により証明の権限が委譲されている者（支店長等））に限ります。

なお、証明権者について不明な場合は、お問合せください。

⑧「証明者印」

- ・証明者印の押印は不要となりました。

記載例（測量に関する実務の経歴証明書）

測量に関する実務の経歴証明書

氏 名 国 土 一 郎

①（証明願者）

生年月日 昭和 52年 6月 19日生

上記の者は、下記のとおり測量作業に従事したことを証明します。

記

| ② 発 注 機 関 | | ③ 測量に関する実務の経歴 | 経 験 年 数 | | 備考 |
|-----------------------------------|----------------------|---------------------------------|-----------------------------|-----------|---|
| 名 称 | 所 在 地 | | ④ 作 業 期 間 | ⑤ 従 事 日 数 | |
| 国土交通省国土 地理院 関東地方測量部 | 東京都千代田区 九段下1-1-15 | 国土調査に伴う基準点測量作業 (茨城県〇〇地区) | H25年6月25日から H25年12月10日まで | 83日 | 法人の所有地 (個人自宅以 外の所有地) の場合は、地 番まで記載す る。 |
| 〇〇(株) | 東京都〇〇区 〇〇2-1-3 | 〇〇(株)所有 〇〇市〇〇番 地 〇〇工場敷地・用地測量 | H26年2月15日から H26年3月20日まで | 21日 | |
| (個人) 〇〇〇〇 | 千葉県〇〇市〇〇 区〇〇 | 〇〇〇〇所有地 〇〇市〇〇 区〇〇 用地・境界測量 | H26年5月10日から H26年5月13日まで | 3日 | |
| 千葉県 〇〇 土木事務所 | 千葉県〇〇市 〇〇2-2-2 | 市道〇〇〇〇線(〇〇地区) 道路舗装(〇)工事 | H26年6月1日から H26年9月10日まで | 24日 | 作業を行った 地区、所有者 敷地住所など を記載する。 道路名、河川 名についても 記載する。 |
| 国土交通省〇〇 地方整備局 〇〇河川国道事 務所 | 群馬県〇〇市 〇〇246-12 | 〇〇地区 道路補修維持工事 | H26年7月2日から H26年11月30日まで | 39日 | |
| (株)〇〇〇〇 | 茨城県〇〇市〇 〇町1-3-5 | (株)〇〇〇 〇〇支店新築工 事に伴う用地測量 | H27年11月6日から H27年11月15日まで | 8日 | |
| 〇〇市役所 | 栃木県〇〇市 〇〇6-1-1 | 〇〇〇川改修工事に伴う測量 設計業務委託(〇〇地区) | H27年12月1日から H28年3月3日まで | 41日 | |
| 国土交通省 国土地理院 | 茨城県つくば市 北郷1番 | 高精度三次元測量作業(〇〇 地区) | H28年5月10日から H29年2月15日まで | 63日 | |
| (個人) 〇〇〇〇 | 東京都〇〇区 〇〇 | 〇〇〇〇宅敷地 現況・地籍分筆測量 | H29年4月1日から H29年4月16日まで | 6日 | |
| 計 | | | | 288日 | |

⑥ 令和 2 年 5 月 15 日

証明日は、記載している作業期間の
終期以降の日とする。

国土地理院長 殿

⑦ (証明者) 勤務先名
勤務先住所
役職名
氏名

株式会社国土交通コンサルタント
茨城県つくば市〇〇1-10-2
代表取締役社長
地 理 太 郎

経歴証明の対象となる作業期間において、
複数の会社に勤務した場合は、それぞれの
証明者となる。

⑧ 社印及び代表者印の
押印は不要。